

奈良市公報

第 3 4 9 号

(平成30年1月前半分)

平成30年2月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目次

告 示

- 予防接種の実施の一部改正（2件）…………… 1
- 都市計画下水道の変更案の公衆縦覧…………… 1
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定…………… 2
- 住居番号の設定…………… 2
- 障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定…………… 2
- 大和都市計画用途地域及び高度地区の変更案に係る公聴会の開催…………… 2
- 都市計画地区計画の原案の公衆縦覧（2件）…………… 2
- 介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の廃止…………… 3
- 障害者総合支援法の規定による指定自立支援医療機関からの指定の辞退の届出…………… 3
- 障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定…………… 3
- 一般競争入札の実施…………… 4
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 4
- 放置自転車等の保管…………… 4
- 放置自転車等の処分…………… 4
- 開発行為に関する工事の完了…………… 5
- 指定管理者の指定…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了（2件）…………… 5
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（6件）… 6
- 公有財産の売払い…………… 7
- 放置自転車等の保管…………… 7
- 公有財産の売払い…………… 7
- 放置自転車等の保管…………… 7
- 一般競争入札の実施（2件）…………… 8
- 住民票の職権消除…………… 8

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施…………… 8

農 業 委 員 会

- 定例総会の招集…………… 9

正 誤

- 正誤表…………… 9

告 示

奈良市告示第1号

平成29年奈良市告示第208号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成30年1月1日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

（平成30年1月1日揭示済）

奈良市告示第2号

平成29年奈良市告示第685号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成30年1月1日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

（平成30年1月1日揭示済）

奈良市告示第3号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成30年1月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道
奈良市公共下水道
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市赤膚町、秋篠町、池田町、石木町、歌姫町、大和田町、北之庄町、窪之庄町、五条町、神殿町、佐紀町、柴屋町、田中町、東九条町、白毫寺町、古市町、藤原町、山陵町、六条町及び山町の各一部
- 3 縦覧場所
奈良市法華寺町264-1
奈良市企業局下水道計画管理課
- 4 縦覧期間
平成30年1月4日から平成30年1月18日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画課に平成30年1月18日までに必着するように提出してください。

（平成30年1月4日揭示済）

<p>奈良市告示第4号 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者及び</p>	<p>指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により公示します。 平成30年1月4日 奈良市長 仲川元庸</p>																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業所番号</th> <th colspan="2">事業所</th> <th colspan="2">事業者</th> <th rowspan="2">指定年月日</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> <th>法人所在地</th> <th>法人名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2990100543</td> <td>奈良市中山町1250番地7</td> <td>デイサービスあおいガーデン</td> <td>奈良市あやめ池北一丁目5番5号</td> <td>有限会社あんしん</td> <td>平成30年1月1日</td> </tr> <tr> <td>2970107807</td> <td>奈良市中山町1144-1 102号室</td> <td>訪問介護愛ハピネス</td> <td>奈良市中山町1144-1 102号室</td> <td>一般社団法人愛ハピネス</td> <td>平成30年1月1日</td> </tr> </tbody> </table>		事業所番号	事業所		事業者		指定年月日	所在地	名称	法人所在地	法人名	2990100543	奈良市中山町1250番地7	デイサービスあおいガーデン	奈良市あやめ池北一丁目5番5号	有限会社あんしん	平成30年1月1日	2970107807	奈良市中山町1144-1 102号室	訪問介護愛ハピネス	奈良市中山町1144-1 102号室	一般社団法人愛ハピネス	平成30年1月1日
事業所番号	事業所		事業者		指定年月日																		
	所在地	名称	法人所在地	法人名																			
2990100543	奈良市中山町1250番地7	デイサービスあおいガーデン	奈良市あやめ池北一丁目5番5号	有限会社あんしん	平成30年1月1日																		
2970107807	奈良市中山町1144-1 102号室	訪問介護愛ハピネス	奈良市中山町1144-1 102号室	一般社団法人愛ハピネス	平成30年1月1日																		
(平成30年1月4日揭示済)																							
<p>奈良市告示第5号 奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条第4項の規定により告示します。 平成30年1月4日 奈良市長 仲川元庸</p> <p>次のとおり省略</p>	<p>奈良市告示第6号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。 平成30年1月4日 奈良市長 仲川元庸</p>																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指定年月日</th> <th>医療機関名</th> <th>所在地</th> <th>開設者氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年1月1日</td> <td>薬局セブンファーマシー 左京店</td> <td>奈良市左京一丁目13-18-2</td> <td>有限会社セブンプロジェクト 代表取締役 七海 朗</td> </tr> </tbody> </table>		指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名	平成30年1月1日	薬局セブンファーマシー 左京店	奈良市左京一丁目13-18-2	有限会社セブンプロジェクト 代表取締役 七海 朗														
指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名																				
平成30年1月1日	薬局セブンファーマシー 左京店	奈良市左京一丁目13-18-2	有限会社セブンプロジェクト 代表取締役 七海 朗																				
(平成30年1月4日揭示済)																							
<p>奈良市告示第7号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域及び高度地区に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会を次のとおり開催します。 平成30年1月5日 奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 公聴会開催の日時及び場所 【日時】平成30年1月27日 午前10時から 【場所】奈良市役所中央棟6階正庁</p> <p>2 変更に係る都市計画の種類及び土地の区域 【種類】 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域及び高度地区 【土地の区域】 奈良市二名町の一部</p> <p>3 変更案に関する図書の閲覧 【期間】平成30年1月5日から平成30年1月19日まで 【場所】奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市都市整備部都市計画課</p> <p>4 公述申出書の提出方法及び提出期限 公聴会に出席して意見を述べようとする者（奈良市の住民及びその他の利害関係人に限ります。）は、変更案についての意見の要旨とその理由を具体的に記載し、住</p>	<p>所、氏名、職業、年齢、電話番号を併記した公述申出書を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画課に平成30年1月19日までに必着するように提出してください。 なお、公述申出書の提出がなかった場合は、公聴会の開催を中止します。</p> <p>5 公述人の選定及び通知 公聴会において意見を述べることができる者は、公述申出書を提出した者のうちから市長が選定し、その旨を通知した者とします。</p> <p>6 公聴会及び変更案に関する問い合わせ 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市都市整備部都市計画課 (平成30年1月5日揭示済)</p>																						
(平成30年1月5日揭示済)																							
<p>奈良市告示第8号 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年奈良市条例第35号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。 平成30年1月5日 奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 地区計画等の種類 地区計画</p> <p>2 地区計画の名称 中登美ヶ丘五丁目西地区計画</p>																							

- 3 地区計画の位置
奈良市二名町及び中登美ヶ丘五丁目の各一部
- 4 地区計画の区域
別紙図面のとおり
- 5 地区計画の面積
約4.1ha
- 6 地区計画の原案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画課
- 7 地区計画の原案の縦覧期間
平成30年1月5日から平成30年1月19日まで
- 8 地区計画の原案に対する意見の提出方法
この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市整備部都市計画課に平成30年1月26日までに必着するように提出してください。
(平成30年1月5日掲示済)

奈良市告示第9号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年奈良市条例第35号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成30年1月5日

奈良市長 仲川元庸

- 1 地区計画等の種類
地区計画

【地域密着型通所介護】

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970105975	奈良市南京終町1-89-4	デイサービスセンターかすが	東大阪市横小路4丁目6-18	株式会社 寿寿	9122001013200	平成29年12月31日

(平成30年1月5日掲示済)

- 2 地区計画の名称
学研奈良登美ヶ丘駅西部住宅地地区計画
- 3 地区計画の位置
奈良市中登美ヶ丘五丁目、中登美ヶ丘六丁目及び二名町の各一部
- 4 地区計画の区域
別紙図面のとおり
- 5 地区計画の面積
約15.7ha
- 6 地区計画の原案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画課
- 7 地区計画の原案の縦覧期間
平成30年1月5日から平成30年1月19日まで
- 8 地区計画の原案に対する意見の提出方法
この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市整備部都市計画課に平成30年1月26日までに必着するように提出してください。
(平成30年1月5日掲示済)

奈良市告示第10号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を廃止しましたので、第78条の11第2号の規定により公示します。

平成30年1月5日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、

指定自立支援医療機関辞退の届出を下記のとおり受理したので、告示します。

平成30年1月5日

奈良市長 仲川元庸

指定辞退年月日	医療機関名	開設者氏名	所在地
平成29年12月31日	阪神調剤薬局 奈良帝塚山店	株式会社 阪神調剤薬局 代表取締役 岩崎 壽毅	奈良市三碓町2073-5

(平成30年1月5日掲示済)

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年1月5日

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成30年1月1日	アイリス薬局	奈良市北市町36-10	株式会社ミック 代表取締役 中川 春原

(平成30年1月5日揭示済)

奈良市告示第13号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告いたします。

平成30年1月5日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良市東部地域雑誌掲載業務委託
- (2) 詳細 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から平成30年3月30日（金）

まで

- (4) 担当課 奈良市総合政策部奈良ブランド推進課
電話 0742-34-5172

以下省略

(平成30年1月5日揭示済)

奈良市告示第14号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成30年1月9日

奈良市長 仲川 元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
デイサービスあおいガーデン	奈良県奈良市中山町1250番地7	地域密着型 認知症対応型通所介護 地域密着型 介護予防認知症対応型通所介護	平成30年1月1日
有限会社あんしん	奈良県奈良市あやめ池北一丁目5番5号		
訪問介護愛ハピネス	奈良県奈良市中山町1144-1102号室	居宅 訪問介護	平成30年1月1日
一般社団法人愛ハピネス	奈良県奈良市中山町1144-1102号室		

(平成30年1月9日揭示済)

奈良市告示第15号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年1月9日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年1月9日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条

例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課

電話0742-34-1111代表

(平成30年1月9日揭示済)

奈良市告示第16号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有

者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成30年1月9日

奈良市長 仲川元庸

- 1 処分の根拠
告示日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成30年1月9日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成29年6月2日、同月4日、同月6日、同月8日、同月15日、同月16日、同月20日、同月23日及び同月27日
(平成30年1月9日揭示済)

奈良市告示第17号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年1月9日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成29年11月16日 奈良市指令整開 第17A-34号
(1工区)
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成30年1月9日 第1609号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市押熊町1409番80
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良県大和高田市大字築山155番地6
栗牧 喜美
(平成30年1月9日揭示済)

奈良市告示第18号

奈良市柳生の里観光施設（旧柳生藩家老屋敷、旧柳生藩陣屋跡及び柳生観光駐車場）の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年1月10日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市柳生町155番地の1
旧柳生藩家老屋敷
奈良市柳生町337番地
旧柳生藩陣屋跡

奈良市柳生下町491番地

柳生観光駐車場

- 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市柳生町155番地の1

柳生観光協会

会長 三浦 孝造

- 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

- 4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 観光施設の入場及び使用の承認及び制限に関すること。

(2) 観光施設の施設及び設備等の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

(平成30年1月10日揭示済)

奈良市告示第19号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年1月11日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成29年4月26日 奈良市指令整開 第17A-3号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成30年1月11日 第1610号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市古市町1307番1、1307番2、1308番1及び1308番3
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都渋谷区猿楽町10番11号
日本レストランシステム株式会社
代表取締役 大林 豁史
(平成30年1月11日揭示済)

奈良市告示第20号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年1月11日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成29年7月20日 奈良市指令整開 第17A-18号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成30年1月11日 第1611号
公共施設 平成30年1月11日 第777号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市中山町1611番の一部 他10筆

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西城戸町1番地の4
株式会社八州エイジェント
代表取締役 河合 浩
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
- (1) 道路
奈良市中山町1611番の一部 他8筆
- (2) 下水道
奈良市中山町1611番の一部 他9筆
- (3) 管路敷
奈良市中山町1616番の一部及び1621番1の一部
(平成30年1月11日揭示済)

奈良市告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により桃香野自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年1月11日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	紙家 均 奈良市月ヶ瀬桃香野 4511番地	北本 正一 奈良市月ヶ瀬桃香野 4627番地

2 変更の年月日

平成30年1月1日

(平成30年1月11日揭示済)

奈良市告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により石打自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年1月11日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	稲垣 尚保 奈良市月ヶ瀬石打 511番地の1	辻井 勉 奈良市月ヶ瀬石打 2796番地

2 変更の年月日

平成30年1月1日

(平成30年1月11日揭示済)

奈良市告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により嵩自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示

ます。

平成30年1月11日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	田中 一男 奈良市月ヶ瀬嵩 265番地	今中 武臣 奈良市月ヶ瀬嵩 287番地

2 変更の年月日

平成30年1月1日

(平成30年1月11日揭示済)

奈良市告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により尾山自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示

平成30年1月11日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	松田 吉郷 奈良市月ヶ瀬尾山 214番地	松本 靖雄 奈良市月ヶ瀬尾山 2528番地の1

2 変更の年月日

平成30年1月1日

(平成30年1月11日揭示済)

奈良市告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により月瀬自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示

平成30年1月11日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	敷島 栄作 奈良市月ヶ瀬月瀬 243番地	今井 吉則 奈良市月ヶ瀬月瀬 324番地

2 変更の年月日

平成30年1月1日

(平成30年1月11日揭示済)

奈良市告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により長引自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示

します。

平成30年1月11日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	中島 宏起 奈良市月ヶ瀬長引 266番地	住岡 陸万 奈良市月ヶ瀬長引 448番地

2 変更の年月日

平成30年1月1日

(平成30年1月11日揭示済)

(自動車3件)

物件番号	物件名	初年度登録	排気量 (L)	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
車-1	患者輸送車 (トランジットアイソレータ搭載)	平成16年1月	2.38	10,000	1,000
車-2	いすゞエルフ2tダンプ (部品取り専用)	平成15年6月	4.77	10,000	1,000
車-3	いすゞエルフ2tダンプ (エンジン不動部品取り)	平成9年7月	4.33	10,000	1,000

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

以下省略

(平成30年1月12日揭示済)

奈良市告示第28号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例 (昭和59年奈良市条例第23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年1月12日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年1月12日

3 移動対象区域

(土地1件)

物件番号	名称	所在	地番	地目	公簿面積	予定価格	入札保証金
土地-1	奈良市古市町 宅地	古市町	1266-1	宅地	1,214.70㎡	¥19,000,000	¥1,900,000

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

以下省略

(平成30年1月15日揭示済)

奈良市告示第30号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例 (昭和59年奈良

奈良市告示第27号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項及び奈良市契約規則 (昭和40年奈良市規則第43号) 第2条の規定により公告します。

平成30年1月12日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する公有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム (Yahoo!オークション 官公庁オークション) による。

近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄菟蒲池駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成30年1月12日揭示済)

奈良市告示第29号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項及び奈良市契約規則 (昭和40年奈良市規則第43号) 第2条の規定により公告します。

平成30年1月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する公有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム (Yahoo!オークション 官公庁オークション) による。

市条例第23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年1月15日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成30年1月14日

3 移動対象区域
J R 奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成30年1月15日揭示済)

奈良市告示第31号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成30年1月15日
奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
- (1) 業務名 設計地質調査業務委託（月ヶ瀬長引地内他・尾山ロマントピア線他）
 - (2) 業務場所 奈良市月ヶ瀬長引地内他
 - (3) 業務期間 契約の日から平成30年3月31日まで
 - (4) 業務概要 委託延長L=0.3km
設計業務一式 地質調査一式
 - (5) 予定価格 9,060千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
 - (6) 最低制限基準価格 6,656千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 以下省略
(平成30年1月15日揭示済)

奈良市告示第32号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成30年1月15日
奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
- 近鉄西大寺駅南土地地区画整理事業公園整備工事ほか10件（各工事の工事件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型価格は別表のとおり）
- 以下省略
(平成30年1月15日揭示済)

奈良市告示第33号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったこ

とを知った日の翌日から起算して3か月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、奈良市を被告として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

平成30年1月15日
奈良市長 仲川元庸
記

事件本人
省略
(平成30年1月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第1号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成30年1月15日
奈良市公営企業管理者
池田修

- 第1 入札に付する事項
- 1 工事名 大安寺第1処理分区管渠改築工事
 - 2 工事場所 奈良市勝南院町地内他
 - 3 工事期間 契約日から平成30年8月31日まで
(ただし、当初契約工期は契約日から平成30年3月30日までとし、繰り越し手続き後、工期延期を行う予定。)
 - 4 工事概要 自立管の反転・形成工法による合流式下水道管渠更生工
既設管径450mm L=265.4m
既設管径500mm L=92.0m
既設管径600mm L=72.4m
管渠前処理工 一式
 - 5 予定価格 85,401千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
 - 6 最低制限モデル型算出価格 67,996千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 以下省略

(平成30年1月15日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第1号

奈良市農業委員会平成30年1月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

平成30年1月5日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

平成30年1月12日（金） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 事業計画変更申請について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (4) 農地法施行規則（昭和22年政令第445号）第29条第1号に該当する転用の届出について（12月専決処理分）
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（12月専決処理分）
- (6) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (7) 知事許可について（12月許可分）

・農政関係

- (1) 農地法第3条第2項第5号に基づく別段面積の設定について
- (2) 農地利用状況調査及び農地利用意向調査について
- (3) 奈良市農業委員会互選規程について
- (4) 各部門の活動状況について

正 誤

平成29年10月3日付け奈良市公報第342号

ページ	誤	正
27	【特定介護予防福祉用具販売】	【特定（介護予防）福祉用具販売】

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。